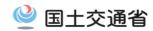
国土交通省における建築物バリアフリー化の取組み

令和4年7月 北陸地方整備局 建政部



特定建築物(今第4条) 多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」 「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1: 増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築^{※1}又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への<mark>適合義務</mark>

※条例により、面積要件の引下げが可能



高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準 (例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保・車椅子使用者用のトイレがひとつはあるなど ※<u>条例</u>により、必要な事項の付加 可。

※500㎡未満の建築物について 規模に応じた基準の設定可。

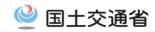
建築物移動等円滑化誘導基準(省令) 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定(法第17条)

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)



- バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①<u>義務付け対象用途の追加</u>」「②<u>義務付け対象規模の引下げ</u>」「③<u>移動等円滑化基準に必要な事項の追加</u>」を可能としています。
- 北陸地方整備局管内では、石川県がバリアフリー法に基づく条例を制定している。
- ■バリアフリー法に基づく条例制定自治体 (北陸地方整備局管内)



※長野県においてもバリアフリー法に基づく条例が制定されている。

条例制定の事例

石川県

条例での条件付加

①義務付け対象用途の追加

・条例により以下の特定建築物を特別特定建築物に追加 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学 及び高等専門学校

②義務付け対象規模の引下げ

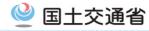
・条例により特別特定建築物の面積要件(2,000mw以上)を 1,000m2以上に引き下げ

③移動等円滑化基準に必要な事項の追加

・条例により建築物移動等円滑化基準に以下の事項を付加 出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口は、 ひさし又は屋根を設けること

※この他、条例により公益的施設、特定公益的施設を定め、 同じく条例により整備基準の遵守や届出義務を定めている。

小規模店舗等のバリアフリー改修への支援制度【事業名:バリアフリー環境整備促進事業】



民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の創設が必要)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率 1/3を国費で支援

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を 策定した区域

支援概要

- ■バリアフリー法に基づく条例・基本構想 の策定への支援
- ■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- ○不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- ○バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

- ○バリアフリー改修工事に要する費用
 - ・ 段差の解消
 - 出入口、通路の幅の確保
 - 車椅子使用者用トイレの設置
 - オストメイト設備を有するトイレの設置
 - ・ 乳幼児用設備の設置
 - ローカウンターの設置
 - 車椅子使用者用駐車施設の設置
 - ・ 駐車場から店舗までの屋根設置
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - ・ 点字・音声等による案内板の設置
 - トイレ・客室へのフラッシュライトの設置

など

• 集団補聴設備の設置



トイレのバリアフリー化



視覚障害者誘導用ブロック、 点字による案内板の設置



スロープの設置



集団補聴設備の設置

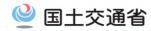


ローカウンターの設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典:高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)



◆社会資本整備総合交付金と防災·安全交付金のうち バリアフリー環境整備促進事業に関するもの

> →北陸地方整備局 建政部 都市·住宅整備課 市街地事業係

電話番号: 北陸地方整備局 TEL: 025-280-8880(代表)